県政改革方針の変更について

概

社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、毎年度、改革方針の見直しを行い、必要 な措置を講ずる(県政改革の推進に関する条例第8条において規定)。

①主な変更箇所

財政運営 ■ 財政フレーム 令和5年度当初予算を踏まえて変更

行政運営

- 職員 ①計画策定に伴う構成等の変更
 - ・「新しい働き方推進プラン」の策定(R5.2)を踏まえ、県政改革方針において別項目としていた。 「働き方改革の推進」と「業務改革」を1項目とする。
 - ・新たな人材育成に関する基本方針の策定(R4年度中予定)を踏まえ、「人材育成」の項目を独立
 - (2)給与抑制措置の縮減に伴う変更: 「給与」について、管理職手当の減額率を段階的に縮小

現構成	変更案
2 職員 (1)定員 (2)給与 (3)働き方改革の推進 (4)人材育成	2 職員 (1)定員 (2)給与
3 業務改革	3 新しい働き方の推進
	4 人材育成

②その他の変更箇所

区分	項目	具体的な理由
(1) 取組が完了したこと を反映	組織(本庁)	本庁12部体制への見直しが完了したことを反映
	組織(教育委員会)	学校問題サポートチームが構築されたことを反映
	兵庫県公立大学法人	再編した学部等が完成年次に達したこと等を反映
	地方分権への取組	関西広域産業共創プラットフォームの構築等を反映
(2) その他の事由	定員	定年引き上げが開始されたことを反映
	収入の確保 (災害援護資金)	償還期限の到来及び債権放棄に伴い記載を削除
	事業ル゛ュー	ひょうご事業改善ル、1-に修正